

# 沖ノ島研究

第六号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和二年三月

沖ノ島研究 第六号 目次

津屋崎地区の海浜型古墳について……………	池ノ上 宏……………	1
御米注進状・御米銭注進状にみる宗像氏貞領の郷村……………	桑田 和明……………	9
最後の大宰府守護所下文と宗像大宮司家……………	野木 雄大……………	25
新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家……………	花岡 興史……………	37
《調査報告》		
沖ノ島への眺望……………	岡 崇……………	61
北九州市若松区小竹の沖津宮遙拝所について……………	鎌田隆徳・松本将一郎・大高広和……………	67
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇一九年度調査概要……………		81

# 御米注進状・御米銭注進状にみる宗像氏貞領の郷村

桑田 和明

## はじめに

宗像大社の社家であった嶺家が所蔵した「嶺文書」には、天正八年（一五八〇）から天正十四年までの御倉納される諸郷の御米注進状と御米銭注進状（以下、注進状と略す）が四十三通、元禄十三年（一七〇〇）辰二月十五日に改められた注進状の目録がのこされていた<sup>①</sup>。注進状は一通を除き、凶師（高向）良秀・豊福長賀・吉田良知・高山栄秀・豊福秀賀・嶺氏兼が連署している<sup>②</sup>。高向良秀以下が宗像社の社僧、嶺氏兼は宗像氏貞の家臣であった。

注進状には郷村から納められる倉納高が書かれており、郷内の社領から宗像社の倉に納められる米と銭の注進状とされている<sup>③</sup>。家臣知行地の郷村の各坪面積、知行面積（定田数）、畠地・名子・屋敷を記載した坪付状とは異なる。家臣知行地の郷村については別に検討しているので、あわせて参照していただきたい<sup>④</sup>。

元禄十三年の目録には、天正八年から天正十四年までの四十六通の目録が書かれている。現在確認できる文書は表一のように四十三通になる（御用注進状のみ注進状を付けている）。

表一 注進状一覧

年号	郷村名
天正8年	内殿郷 村山田郷 田野郷 池田郷
天正9年	曲村 山田村 御米注進状 東郷 勝浦村
天正10年	両島 村山田郷 東郷 曲村 遠賀庄 内浦郷 土穴郷 御用注進状 池田郷
天正11年	泊島 内殿郷 本木郷 東郷 土穴郷 山田村 山口郷 曲村 田野郷
天正12年	内殿郷 東郷 山田村 土穴郷 田野郷
天正13年	勝浦村 在自郷 池田郷 村山田郷 内殿郷
天正14年	本木郷 村山田郷 田野郷 池田郷 山口郷
年未詳	曲村

目録と比較すると、天正十四年の内殿郷、目録に前書きがないと書かれた前闕の注進状二通の計三通が確認できない。注進状は村山田郷・田野郷・池田郷・曲村（前闕二通を含む・年未詳）・東郷が各四通、内殿郷・山田村・土穴郷が各三通、勝浦村・本木郷・御用注進状・山口郷が各二通、両島（地島の泊・白浜）・遠賀庄・内浦郷・泊島（地島の泊）・在自郷が各一通にな

る。注進状が連続してのこされている郷村はなく、単年度の郷村もある。

両島注進状には地島の泊島と白浜が書かれており、郷村の数は御用注進状を除くと十六になる<sup>⑤</sup>。注進状は連続して残っていないが、『宗像神社史』でも指摘されているように、これ以外の年次でも注進状が作成されていたと考えられる。更に倉納地が設定されていた郷村は、他にもあった可能性がある。それぞれの郷村にしめる倉納地の割合も不明である。両島注進状と泊島注進状は、検麦注進状とあるように麦の注進状になる。

本稿では注進状から、倉納地が設定された郷村の倉納高の変遷、その原因となる自然災害、「立用分」と書かれ郷村に留保（控除）された堤料などの灌漑・治水関係、郷村に鎮座する社の祭事関係、年中行事などの必要経費と百姓・名子の記載などから倉納地の郷村の様子をみていきたい。

## 一 曲村の注進状

注進状のうち天正九年・十年・十一年と年未詳の四通の注進状が残され、倉納高も多い曲村（宗像市曲）の収量と立用分とをあわせて、倉納高の變化をみることにする（表二）。年未詳の注進状は年号が特定できないが、天正十二年以後になる<sup>⑥</sup>。曲村は釣川の支流朝町川の下流域に位置している。朝町川は釣川と同様に勾配は緩やかで、曲村は水利には恵まれるが大雨による氾濫で水害を受けやすい郷村になる<sup>⑦</sup>。

曲村の収納には、公田升・給升・渡升、立用分には公田升が多いが給升と渡升も使われている。公銭分は清銭とされ、御検畠分では大豆が収納さ

れており、収納には給升が使われている。他の郷村では一色升も使われている。戦国時代には升が統一されずさまざまな升が使われていたが、氏貞領でも同様であった。升の使い分けについては不明な点のこされている。

まず収量をみることにする。天正九年十月二十一日の曲村天正九年御米錢注進状は八十六石六升（『大社文書』二〇）、天正十年十月十一日の曲村天正十年御米錢注進状は七十九石六斗四升六合（『大社文書』二八）、天正十一年十月二十八日の曲村天正十一年御米錢注進状は七十六石六斗七升（『大社文書』四一）、前闕の年未詳十月二十一日の曲村御米錢注進状は五十四石五斗五升六合になる（『大社文書』五三）。年ごとに収量が減っている。米の出来高によって収納される検見分が公田升と給升で量られ収納されているが、この分の減が大きくなっている。

給升による瀬戸用以下は定免制になり、天正十一年まで一定である。年未詳の注進状は前闕の部分があるが、御用作米（渡升）は九石から八石になり「此外二石不作、二段分引之」とある。不作によって定免分からも差し引かれているのは、不作の影響が大きかったからであろう。夫料（渡升）は九石から十石に増加している。それまでの注進状にはそれぞれ「空閑名<sup>（他地）</sup>依出作除之」の一石が書かれていたが、年未詳ではこの記述がない。空閑名出作分の一石が御用作米と夫料のそれぞれに加えられたのであろうか。とすれば御用作米は九石のうち二段分の一石が差し引かれ、出作分一石が加えられ八石とされたことになる。

年未詳の注進状には十石の夫料に続けて「此外十石、新夫料雖在之、第三宮并鐘樓兩社定夫勤之間、除之」とあって、新夫料は書かれていない。

新夫料は本来、夫役であったが天正十一年までは米九石で代納されていた。ここでは辺津宮第三宮と鐘樓の造営のために定夫役とされている<sup>8)</sup>。次に御名子四人御用作と同新夫料が書かれていることから、御用作・夫料・新夫料は御百姓に対するものである(注進状には「御百姓」とあるが、引用史料を除き御百姓とする)。

御名子四人御用作(渡升) 四石と同新夫料四石は定免であったが、年末詳の注進状では御名子五人御用作二石とされ、「此外三石不作、三段分引之、并新夫料五石、両社定夫勤之間、除之」とあって、新夫料は書かれていない。御名子に対する御用作は名子が四人から五人に増えたので五石であったが、不作のため二石とされている。新夫料も五石であったが、御百姓と同様に辺津宮第三宮と鐘樓造営のため定夫役とされている。

立用分は、天正九年が十石六斗四升、天正十年が十二石三斗四升、天正十一年が十二石一斗四升、年末詳が十石八斗四升になる。年末詳を除けば収量が減少しているにもかかわらず立用分は増加している。鷹見宮九日祭(公田升) 五石一斗と同宮年中御神米(公田升) 八斗四升、「御百姓御名子其外節合」(給升) 二石三斗と帳昏彼是(渡升) 一石は変わらない。

灌漑・治水用の島廻堤(公田升)は四斗(天正九年)から五斗(天正十年・十二年)、三斗(年末詳)、宮畔(公田升)は三斗のまま、河原田堤(公田升)は年末詳に書かれていないが二斗のまま、扇堤(公田升)は二斗(天正九年)から以後、三斗に増加している。橋町堤(公田升)は三斗(天正九年)から二斗(天正十一年)と減少している。天正十年になると新たに中原田堤から命町堤までが書かれている。このうち下樋町とあるのは堤が脱であ

ろう。天正十一年以下の変化は表二を参照。天正九年の河崎大橋は天正十一年に河崎橋とあるのと同じ橋であろう。天正九年の堤・橋料は一石四斗であったが、三石一斗(天正十年・十一年)、一石六斗(年末詳)となつて、天正十年・十一年に増加している。この理由について天正十年の注進状には「右内堤料過分二雖在之、両度俄之依洪水、御公田損失之間、各以見懸之立用之」、天正十一年の注進状には「堤料過分二雖在之、公田余損失之間、各以見懸之相当半分、立用之」と注記されている。堤とともに書かれた地名は現在の曲で確認することができない。年末詳になると、河原田堤以下が書かれていない。維持管理料が不要になったことが考えられる。堤には溜池の意味もあるが、曲の中心部には朝町川が流れていることから、治水のための堤をさしていたのではないだろうか。後述するように他の鄉村では、灌漑施設の使用料、維持管理のためと思われる井手料(井料)がみられる。

注進状からは天正十年の二度にわたる大雨による洪水で堤が決壊し、公田が損失したことが明らかになる。それまでの堤の修理・管理に加えて、新たな堤の造営料と管理料が加わったのであろう。堤料は見懸け(検見)によって、相当額の半分が計上されたと解釈できる。

清銭で収める公銭分の合計である清料は十五貫五三五文(天正九年)、十六貫五一五文(天正十年)、十五貫三八〇文(天正十一年)、九貫四六六文(年末詳)とあって、年末詳分の減少が大きい。田付銭は五貫三一八文(天正九年)から次第に減少しているが、年末詳ではわずかに八七三文になる。検注銭は三貫七十七文(天正九年)から五貫二六九文(天正十年)、

表一 曲村の注進状

項目	天正9年			天正10年			天正11年			年未詳															
	御検見分(公田升)	御検見分(給升)	瀬戸用(給升)	公方用(公田升)	御用作(渡升)	夫料(渡升)	新夫料(渡升)	御名子四人御用作(渡升)	同新夫料(渡升)		鷹見宮九日祭(公田升)	同宮年中御神米(公田升)	島廻堤(公田升)	河畔(公田升)	河原田堤(公田升)	扇堤(公田升)	橋町堤(公田升)	中河原田堤(公田升)	尻高堤(公田升)	下樋町(公田升)	河崎大橋(公田升)	下河原田堤(公田升)	政所堤(公田升)	命町堤(公田升)	
御検見分(公田升)	11石6斗5升1合	12石2斗1升9合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(2石)	4石(1石)	5石1斗	8斗4升	4斗	3斗	2斗	2斗	3斗									
御検見分(給升)	11石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(2石)	4石(1石)	5石1斗	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	3斗									
瀬戸用(給升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
公方用(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	5石1斗	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
御用作(渡升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
夫料(渡升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
新夫料(渡升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
御名子四人御用作(渡升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
同新夫料(渡升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
鷹見宮九日祭(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
同宮年中御神米(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
島廻堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
河畔(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
河原田堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
扇堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
橋町堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
中河原田堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
尻高堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
下樋町(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
河崎大橋(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
下河原田堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
政所堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
命町堤(公田升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	8斗4升	5斗	3斗	2斗	2斗	2斗									
合計	86石6升	79石6斗4升6合	79石6斗4升6合	76石6斗7升	4石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	54石5斗5升6合	5石1斗	8斗4升	3斗	3斗	3斗	3斗									
御名子五人御用作	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し									
御名子四人御用作	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し									
御名子五人御用作	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し	記載無し									
前闕	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)									



唐禰町堤(公田升)			3斗	
恒副堤(公田升)			1斗	
坂口両所堤(公田升)			3斗	
地頭町堤(公田升)			1斗	
小橋(公田升)			2斗	2斗
御百性御名子其外節合(給升)	2石3斗	2石3斗	2石3斗	2石3斗
帳昏彼是(渡升)	1石	1石	1石	1石
合計(立用分)	10石6斗4升	12石3斗4升 <sup>註2</sup>	12石1斗4升 <sup>註4</sup>	10石8斗4升
御倉納	75石4斗2升	67石3斗6合	64石5斗3升	43石7斗1升6合
公銭分				
田付銭	5貫318文	4貫206文	3貫224文	873文
検注銭	3貫77文	5貫269文	5貫116文	2貫883文
御百性定銭 <sup>註1</sup>	5貫360文	5貫360文	5貫360文	3貫930文 <sup>註9</sup>
浮屋敷銭	1貫370文	1貫270文 <sup>註3</sup>	1貫270文 <sup>註5</sup>	1貫370文
浮島地銭	410文	410文	410文	410文
合計(清料)	15貫535文	16貫515文	15貫380文	9貫466文
御検島分(給升) 大豆	1石8斗5升	1石6斗	1石4斗3升	5石5斗6升 <sup>註10</sup>

\*項目の名称は天正十年の注進状による。( )内の升は使用された升の名称。

\*瀬戸用から新夫料までの( )内の高は、「空閑名依出除之」分の高。表中の合計には加えていない。天正十年の注進状には「空閑名依他出除之」とある。

\*御名子四人御用作と同新夫料の( )内の高は、「御名子兩人、公物依仕負出作分除之」分の高。表中の合計には加えていない。

註1 「此外五百七十文、空閑名分除之」。天正十一年の注進状まで同じ。

註2 「右内堤料過分ニ雖在之、兩度俄之依洪水、御公田損失之間、各以見懸之立用之」

註3 「此外百文、小屋敷一所、占部種安依錯乱暫住之間、除之」

註4 「堤料過分ニ雖在之、公田余損失之間、各以見懸之相当半分、立用之」

註5 「此外百文、小屋敷一ヶ所、占部種安依暫住除之」

註6 「此外二石不作、二段分引之」

註7 「此外十石、新夫料雖在之、第三宮并鐘樓兩社定夫勤之間、除之」

註8 「御名子五人御用作」「此外三石不作、三段分引之、并新夫料五石、兩社定夫勤之間、除之」

註9 「此外二田代拾六町式段三百歩、依不作名別ニ勘合引之」

註10 「但、田代依不作島地分ニ加之」

五貫一六文（天正十一年）と兩年は増加しているが、年末詳では二貫八八三文と減少している。天正十年・十一年は洪水による影響で検注銭が増加したのであろうか。

浮屋敷銭は天正十年・十一年に一〇〇文減じているが、「此外百文、小屋敷一所、占部種安依錯乱暫住之間、除之」（天正十年）、「此外百文、小屋敷一ヶ所、占部種安依暫住除之」（天正十一年）とある。錯乱と書かれているように、戦乱により占部種安が曲村に避難し、小屋敷を造営したことにより一〇〇文が除かれているが、本来、定銭であった。御百姓定銭五貫三六〇文は天正十一年までは同額であるが、年末詳では三貫九三〇文と書かれている。「此外二田代拾六町式段三百歩、依不作名別二勘合引之」と注記されているように、不作の影響が定銭にも及んでいる。

公銭分は浮島地銭が一定であるが、御百姓定銭・浮屋敷銭も、本来、定免であったことがわかる。

御検島分と書かれた給升により大豆で換算された島の検見分は、一石八斗五升（天正九年）、一石六斗（天正十年）、一石四斗三升（天正十一年）であるが、年末詳では五石五斗六升と書かれている。注記に「但、田代依不作島地分二加之」と書かれているように、田代の不作によって田代が島地分に加えられている。ここでも不作の影響があった。

重複するが御百姓と御名子の記載を確認する。天正九年の注進状で収量のうち「四石同升御名子四人御用作（渡升） 此外式石、御名子兩人、公物依仕負出作分除之」とあるように、御名子四人の御用作であるが、この他の二石は御名子二人が「公物依仕負」のための出作分であり除かれている。四人の御名

子の存在が明らかになる。続けて書かれている同新夫料四石は御名子四人に対するものである。立用分のなかに「二石三斗給升 御百姓御名子其外節合ニ立用之」、倉納される公銭分のなかに「五貫三百六拾文 御百姓定銭」とある。

天正十年の注進状の御百姓と御名子は天正九年と同じ。天正十一年の注進状では、収量のうち四石は「四石同升 御名子御用作 此外壹石、依出作除之」とあるように、出作分が二石から一石になっている。その他は天正九年と同じ。

年末詳の注進状は前闕だが「式石同升（渡升） 御名子五人御用作 此外三石不作、三段分引之、并新夫料五石、両社定夫勤之間、除之」とある。御百姓・御名子の節会に立用分は天正九年と同じ。公銭分は「三貫九百三十文 御百姓定銭」とあるように減じている。御名子が四人から五人に増え、御用作は二石とされている。この他に不作で三段分の三石が引かれ、新夫料五石は両社（三宮・鐘樓）の定夫を勤めているので除くとある。

立用分の鷹見宮九日祭五石一斗、同宮年中御神米八斗四升、御百姓・御名子其外節会二石三斗、帳昏彼是一石は収量と倉納高が減少しているにもかかわらず、毎年、立用分とされ曲村に留保されていた。鷹見宮は宗像社の末社にはみえないが、曲に鎮座する鷹見神社になる。節会は本来、朝廷の節日に行われた年中行事。後述するように他の郷村でも立用されているが、曲村では御百姓と御名子が主体となり、節日に行われる行事であったと思われる。名子は郷村に属し、農作業に従事する下層の農民ということになるのであろうが、御百姓とともに御名子と書かれたように、曲村の



構成員の一員であった。

曲村の村社であった高見宮は百姓・名子の信仰を集めており、百姓は九日祭の運営、年中御神米立用とある鷹見宮の管理にも携わっていたと思われる。帳昏彼是立用分も鷹見宮にかかわるものであったかもしれない。

天正十年の両度にわたる洪水による堤料の増加は、曲村の百姓と注進状に署名した六名との交渉で、見懸け相当額の半分とされたと考えられる。鷹見宮の祭事・御神米、節会の留保分とあわせ、百姓による村の自治機能の一端をうかがうことができる。

## 二 その他の郷村の注進状

ここでは曲村以外のそれぞれの郷村について、年次ごとに収量、立用分、倉納高を表三に掲げる（煩雑になるので表では史料番号を省略した）。曲村のような不作に関する記述は確認できない。立用分は次章で検討する。

注進状のうち村山田郷・勝浦村（天正九年分）・内浦郷は、収量と倉納高のみが書かれている。

内殿郷の場合、天正八年の注進状は収量二十石七斗九升七合のうち御土貢米が十五石六斗二升七合、御用作米が五石一斗七升。天正十一年・十二年・十三年の注進状では御用作米は同じ高である（『大社文書』一六・三五・四三・参考七）。山田村は天正九年の注進状では収量四石五斗二升のうち御土貢米三石五斗七升、御用作米が九斗五升、天正十一年・十二年の注進状米では御用作米は同じ高である（『大社文書』二一・三九・四五）。

土穴郷は天正十年の注進状は収量が十一石六斗七升三合のうち御土貢米が四石三斗三升二合、加地子米が三石五斗八升一合、御用作米が三石七斗六升。天正十一年・十二年の注進状では御用作米は同じ高である（『大社文書』三一・三八・四六）。山口郷は天正十一年の注進状は収量十四石九斗六升五合のうち御土貢米が立用分を引かれ五石一斗二升五合、加地子米が四石三斗五升、御用作米が三石五斗九升（『大社文書』四〇）。天正十四年の注進状は立用分が後闕のため確かめられないが、御用作米は同じ高である（『大社文書』五二）。在自郷は天正十三年の注進状だけがのこされており、収量五石九斗七升七合のうち本米が三石四斗五升一合、頭物が一石二升六合、御用作米が一石五斗とある（『大社文書』参考四）。頭物は不明だが本米が御土貢米にあたると思われる。

以上のことから、御土貢米・加地子米は検見によって変動し、御用作米は定免であったことがわかる。村山田郷・東郷の注進状ではそれぞれ収量・倉納高が変動していることから、立用分を含めた収量・倉納高だけが書かれた注進状は、御土貢米の注進状になる。曲村では公田升と給升によって収納される検見分が、御土貢米に相当すると思われる。

天正九年の御用注進状は収量十五石四斗一升四合のうち御土貢米が八石六斗四升四合、諸郷御用作が六石七斗七升（『大社文書』二二）。翌年の御用注進状は収量十二石二斗四升四合のうち御土貢米が七石八斗一升四合、御用作米が四石四斗三升で御用作米が減じており一定ではない（『大社文書』三二）。立用分は穂懸五升・秣一斗二升・益米一斗五升が共通、天正十年には公文三斗が書かれていない。天正十年の注進状には御用作米とあ

表三 その他の郷村の収量・立用分・倉納高

御用注進状		山田村			池田郷			田野郷			村山田郷			内殿郷			郷村名	年号	収量	立用分	倉納高	銭納分	立用分	倉納高(清料)
天正10年	天正9年	天正12年	天正11年	天正9年	天正14年	天正13年	天正10年	天正8年	天正14年	天正12年	天正11年	天正8年	天正14年	天正13年	天正12年	天正11年	天正8年	20石7斗9升7合	1石5斗	19石2斗9升7合	1貫617文	0	1貫617文	
12石2斗4升4合	15石4斗1升4合	3石7斗9升5合	3石6斗1升7合	4石5斗2升	8石2斗1升7合	12石3斗5升3合	12石3斗4升3合	7石3斗6升6合	2石2斗8升1合	2石7斗4升5合	3石8合	2石2斗7升7合	6石8斗7升1合	10石3斗3升2合	5石3斗8升5合	4石8斗8升6合	25石9斗2升5合	1石5斗	19石7斗7升2合	1貫427文	0	1貫427文		
3斗2升	6斗2升	7斗	7斗	7斗	4斗	4斗	4斗	3斗	5斗	9斗4升	5斗	3斗	0	0	0	0	1石5斗	1石5斗	20石9斗9升4合	1貫599文	0	1貫599文		
11石9斗2升4合	14石7斗9升4合	3石9斗5合	2石9斗1升7合	3石8斗2升	7石8斗1升7合	11石9斗5升3合	11石9斗4升3合	7石6升6合	1石7斗8升1合	1石8斗5合	2石5斗8合	1石9斗7升7合	6石8斗7升1合	10石3斗3升2合	5石3斗8升5合	4石8斗8升6合	24石4斗2升5合	1貫662文	19石7斗7升2合					
		1貫399文	1貫358文	1貫246文													1貫662文	1貫427文	20石9斗9升4合	1貫599文	0	1貫599文		
		100文	100文	100文													0	0	0	0	0	0	1貫299文	
		1貫299文	1貫258文	1貫146文													1貫662文	1貫427文	1貫599文	1貫617文			1貫299文	

東郷	天正9年	8石1升2合	2斗	7石8斗1升2合			
	天正10年	8石9斗2升4合	2斗5升	8石6斗7升4合			
	天正11年	4石7斗6升	2斗	4石5斗6升			
	天正12年	4石4升3合	2斗	3石8斗4升3合			
勝浦村	天正9年	6石2斗5升8合	0	6石2斗5升8合			
	天正13年	6石9斗8升	3斗	6石6斗8升			
両島（泊島・白浜）	天正10年	4石8斗5升	2石2斗1升	2石6斗4升			
	天正11年	1石1斗6升	9斗	2斗6升			
遠賀庄	天正10年	60石2斗5升	41石8斗2升6合	18石4斗2升4合			
内浦郷	天正10年	18石5斗9升9合	0	18石5斗9升9合			
土穴郷	天正10年	11石6斗7升3合	1石2斗5升	10石4斗2升3合			
	天正11年	10石6斗7升6合	1石2斗5升	9石4斗2升 <sup>(2)</sup> 7合			
本木郷	天正12年	11石4合	1石2斗5升	9石7斗5升4合			
	天正11年	18石1斗3升8合	2斗	17石9斗3升8合	682文	0	682文
山口郷	天正14年	7石9斗4升9合	2斗	7石7斗4升9合	980文	0	980文
	天正11年	14石9斗6升5合	1石9斗	13石6升5合			
在自郷	天正14年	13石3斗8升4合	(後闕)				
	天正13年	5石9斗7升7合	2斗5升	5石7斗2升7合			

\*注進状に収量合計がある場合はそのまま掲載した。注進状に収量・立用分の合計が記載されていない場合は適宜、数量を計算して記載したが、倉納高と数量があわない場合がある。  
 \*両島注進状の泊島は収量が一石一升、立用分が九斗、倉納高が一斗一升。白浜は収量が二石八斗四升、立用分が一石三斗一升、倉納高は書かれていないが一石六斗四升になる（『大社文書 二二五』）。  
 これに「今御倉納」とある「定麦」一石を加えて、二石六斗四升が倉納とされている。「定麦」一石は白浜の次に書かれているが、或いはこの一石は泊・白浜を併せた可能性もある。表では、泊島・白浜を合計した数量を掲載した。

るが、天正九年の注進状には「諸郷御用作」と書かれている。御用作米が変動していること、公文三斗の有無とあわせて、御用注進状はいくつかの郷村を集約した注進状であったことが確かめられる。

個別に注進状をみると遠賀庄は天正十年の注進状で六十石二斗五升の収量に対し、立用分四十一石八斗二升六合は高蔵宮年中御神米になる（『大社文書』二九）。曲村を除き他の郷村では一色升で倉納されているが、遠賀庄では納升で倉納されている。高蔵宮（岡垣町・高倉宮）は宗像社の末社ではないが遠賀庄の惣社であり、立用分が大きかったことがわかる<sup>10)</sup>。本木郷は天正十一年の注進状では二斗の立用分を含め十八石一斗三升八合の収量であったが、天正十四年の注進状では二斗の立用分を含め七石九斗四升九合の収量となっており、大きく減少している（『大社文書』三六・四八）。これは天正十一年の注進状には「荒名出作分」十一石八斗が含まれていたが、天正十四年の注進状ではこの分が含まれていないためである。

田野郷の天正十二年の注進状には「合 式石七斗四升五合内 壹斗 波折ニ立用之、 壹斗 与里岳立用之、 壹斗 森岳ニ立用之、 六斗四升 当春銀子十文目 御百性中取替之、 分米渡升一石六斗勘渡之、 残而壹石八斗五合一色升 御倉納之」とある（『大社文書』四七）。二石七斗四升五合から立用分三斗と、当春に銀子十文目と取替えられた六斗四升を差し引いた分、併せて九斗四升を引くと倉納高の一石八斗五合になる。収納高・倉納高は一色升であり、六斗四升は渡升では一石六斗になる。取り替えの主体は百姓からの要求であったことが注目される<sup>11)</sup>。

注進状に清銭で納められた清料が書かれた郷村についてみることにす

る。曲村は前述したので繰り返さない。内殿郷は替物銭を納めているが年度で変動している。天正九年の山田村では一貫二四六文の内、二七七文が空眉銭、九六九文が公事銭になるが、このうち一〇〇文は「当社二季相撲立用之」とされ、残り一貫一四六文が清料とある（『大社文書』二二）。天正十一年・十二年の注進状では、相撲に立用される一〇〇文はかわらないが空眉銭・公銭（公事銭）ともに変動している（『大社文書』三九・四五）。本木郷は、天正十一年の注進状では六八二文が替物銭、天正十四年の注進状では九八〇文が替物銭とあるようにいずれも変動している（『大社文書』三六・四八）。曲村の注進状では、清銭で納められる田付銭以下は公銭に含まれていた。山田村では空眉銭は公事銭（公銭）と別に扱われており、本木郷の替物銭が公事銭に含まれるかは不明である。

表の収量・立用分・倉納高を改めて確認すると、年ごとの増減は郷村によつて異なる。曲村とほぼ同じ年の注進状がのこされている東郷の場合、天正九・十年に変化は少なく十一年・十二年の減少が大きい。注進状に理由は書かれていない（『大社文書』一三・二七・三七・四四）。天正十年・十一年前後の注進状がのこされている他の郷村についても、天正十年の洪水の影響は確認できない。のこされている注進状からは、天正十年の二度にわたる大雨による洪水の被害は曲村に集中していたのであろうか。升については、曲村では収量と立用分は公田升・給升・渡升が使われ、それぞれの合計と倉納高に升の名称は書かれていない。遠賀庄では納升、その他の郷村では一色升で倉納されている（地島の泊島と白浜の麦を含む）。

曲村の年未詳の注進状が何年のものか確定できないが、表三のように村

山田郷・田野郷・池田郷・本木郷・山口郷（同郷は立用分以下が闕けている）については、天正十四年と他の年度とを比較することができる。天正十四年になると倉納高が減じている郷村が目につく。

この原因はこれまでみてきたように、自然災害による不安定な収量があった。これに加えて宗像氏貞領をとりまく政治情勢の変化もあったことが考えられる。天正六年に日向国へ出兵した大友勢は島津勢に大敗し、大友氏の北部九州の支配が揺らいでいる。この中で天正九年十一月十三日に氏貞勢と大友氏の家臣で立花城城督戸次道雪勢が鞍手郡で戦い、大友氏に従っていた氏貞と大友氏との和睦が破綻し戦争状態となっている。更に島津氏の筑前国進出と天正十四年三月四日に氏貞が死去したことで、宗像氏の領内支配が不安定となったことが考えられる。注進状は氏貞の死後も、天正十五年二月二十四日の池田郷天正十四年御米注進状まで作成されている（『大社文書』五二）。豊臣秀吉が島津氏攻撃のため九州へ渡海し小倉に着いたのは、天正十五年三月二十八日になる<sup>12)</sup>。

### 三 注進状の立用分からみた郷村

曲村の立用分についてみたが、他の郷村の立用分の費目と高を表四に掲げる。費目の記載順は年度によって異なることがあるが、初年度の費目順に準じて掲げている。

立用分のうち神専用・年中行事用からみていく。御神米について内殿郷の天正十二年の注進状には、「当社年中八ヶ度祭」と書かれている（『大社

文書』一六・三五・四三・参考七）。「当社」については、山田村の天正九年の注進状にも「当社二季相撲」とある（『大社文書』二二）。当社とは内殿郷と山田郷にそれぞれ鎮座する宗像社の末社をさしていたと考えることができる<sup>13)</sup>。『正平年中行事』には「内殿郷若宮」「十所王子社」がある。十所王子社は内殿の日吉神社になると思われる。内殿郷の社で行われる年八回の祭事にあてる御神米四斗が、毎年の立用分とされている。遠賀郡遠賀庄の高蔵宮では、年中御神米四十一石八斗二升六合が立用分とされている（『大社文書』二九）。鞍手郡の山口郷では年十四回の祭事のために一石四斗が立用分とされている（『大社文書』四〇）。『正平年中行事』に「山口若宮社」とある末社の祭事用であったと思われる。地島の天正十年の両島注進状にある泊島と天正十一年の泊島の御神米三斗も毎年の立用分とされている（『大社文書』二五・三四）。『正平年中行事』には「巖島社」「市杵島姫社白浜」、「泊若宮社」「伯若宮明神」がある。御神米は泊の末社に關するものであったと思われる。

山田村の二季相撲は毎年一〇〇文が立用分とされている（『大社文書』二二・三九・四五）。『正平年中行事』には「山田若宮社」「山田郷若宮明神」、「妙見社」「白山権現」がある。若宮明神（現在の若宮八幡宮）の祭事であったと思われる。

田野郷では、与里嶽（与里岳）、森嶽（森岳）、波折社（波折）のそれぞれについて毎年一斗が立用分とされている（『大社文書』一八・四二・四七・五〇）。『正平年中行事』には「与里嶽社」「与里嶽明神」、「杜社」<sup>田野郷</sup>「杜社明神」<sup>同郷</sup>、「余波社」<sup>田野郷</sup>がある。与里嶽は依嶽神社、森嶽と波折社は依嶽神社境内



表四 曲村以外の郷村の立用分費目と高

郷村名	年号	費目と高	
		費目	高
内殿郷	天正8年	八ケ度御神米四斗	御百性中節合五斗 公文三斗 散仕三斗
	天正11年	年中御神米四斗	御百性中節合五斗 公文三斗 散仕三斗
田野郷	天正12年	当社年中八ケ度祭四斗	御百性中節合五斗 公文三斗 散仕三斗
	天正13年	年中御神米四斗	御百性中節合五斗 公文三斗 散仕三斗
池田郷	天正8年	与里嶽一斗	森嶽一斗 波折社一斗
	天正11年	与里岳一斗	森嶽一斗 波折一斗 大畔橋二斗
山田村	天正12年	与里岳一斗	森岳一斗 波折一斗
	天正14年	与里岳一斗	森岳一斗 波折一斗 橋二斗
東郷	天正8年	吼大寺一斗	桑田社一斗 釈迦堂一斗
	天正10年	吼大寺一斗	桑殿一斗 釈迦行一斗 散仕一斗
御用注 進状	天正9年	膳節々合六斗	井手料一斗 相撲百文
	天正12年	膳節々合六斗	井手料一斗 相撲百文
東郷	天正9年	穂懸五升	秣一斗二升 盆米一斗五升 公文三斗
	天正10年	穂懸五升	秣一斗二升 盆米一斗五升 公文三斗
東郷	天正9年	井手料二斗	尻高堤五升
	天正10年	井手料二斗	尻高堤五升
東郷	天正11年	井料二斗	
	天正12年	井料二斗	

社の森社と波折社になる。

池田郷では、吼大寺（孔大寺）・桑田社（桑殿）・釈迦堂（釈迦行・釈迦・釈迦院）のそれぞれについて、毎年一斗が立用分とされている（『大社文書』一九・三三・参考五・五一）。『正平年中行事』には「孔大寺権現」、「池田若宮社」「池田若宮明神」がある。『吉野期神事目録』には「桑田若宮」がある。孔大寺は孔大寺神社、桑田社は桑田神社になる。釈迦堂は『福岡県地理全誌』に池田村字桜に釈迦堂があるが、これ以前に関係する史料はない（『福岡県史』近代資料編）。

本木郷では、鎗流馬并的（鎗流馬的）に毎年二斗が立用分とされている（『大社文書』三六・四八）。『正平年中行事』には「本木若宮社」「同老松社」「本木社若宮明神」「社内宗像社一方生松明神」がある。

在自郷では牧口社一斗の他に粥五升と引敷一斗が立用分とされている（『大社文書』参考四）。粥と引敷は牧口社に関するものである。『正平年中行事』には「在自牧口社小神若宮」「在自郷牧口大明神」「同郷若宮明神」がある。

次に年中行事に関する立用分をみることにする。それぞれの郷村には末社が鎮座しており、社の祭礼とのかかわりも考えられる。内殿郷では毎年、「御百性中節合五斗」が立用分とされている。山田村では毎年、「膳節々合」（『御百性膳節々合』）三斗が立用分とされている。土穴郷では毎年、元節供、修正（修正行）、御神楽米（神楽米）がそれぞれ一斗五升、「御百性節合」「御百性中節合」「節合」三斗が立用分とされている（『大社文書』三一・三八・四六）。天正十年の両島注進状には泊島と白浜のそれぞれ三斗が「御



泊島	天正10年	御神麦三斗 公文三斗 御百性中御祝三斗
	天正11年	神麦三斗 公文三斗 御百性中三斗
白浜	天正10年	三分二地頭分一石一升 御百性中御祝三斗
遠賀庄	天正10年	高蔵宮年中御神米四十一石八斗二升六合
土穴郷	天正10年	元節供一斗五升 修正一斗五升 御神楽米一斗五升 御百性節合三斗 公文三斗 散仕二斗
	天正11年	元節供一斗五升 修正行一斗五升 御神楽米一斗五升 御百性中節合三斗 公文三斗 散仕二斗
	天正12年	元節供一斗五升 修正一斗五升 神楽米一斗五升 節合三斗 公文三斗 散仕二斗
本木郷	天正11年	鑄流馬并的二斗
	天正14年	鑄流馬的二斗
山口郷	天正11年	年中十四ヶ度祭一石四斗 井手料五斗
勝浦村	天正13年	公文三斗
在自郷	天正13年	牧口社一斗 粥五升 引敷一斗

「百性中御祝」の立用分とされており、翌年の泊島注進状では三斗が「御百性中」の立用分とされている（『大社文書』二二五・三四）。御用注進状では穂懸五斗、秣一斗二升、盆米一斗五升が毎年の立用分とされている。具体的な用途を明らかにできないが祭事か年中行事に関わるものである。内殿郷・山田村・土穴郷では御百姓の節会が立用分とされ、地島の泊と白浜では「御百性中御祝」が立用分とされている。前述のように、田野郷の天正十二年の注進状に書かれている当春銀子十文目取り替えの主体は百姓であった（『大社文書』四七）。郷村の末社の祭事も百姓が中心となっていたのであろう。単年度の分もあるが、これまであげた立用分は固定され、郷村に留保されている。

灌漑・治水用の立用分は、山田村で井手料一斗が毎年の立用分とされている。東郷では井料（井手料）二斗が毎年の立用分とされ、天正九年には尻高堤五升が立用分とされている（『大社文書』一三三・二七・三七・四四）。山口郷では井手料五斗が立用分とされている。山田村と東郷の井手料は固定されている。田野郷では天正十一年の注進状に大畔橋二斗、天正十四年の注進状に橋二斗が立用されおり、同じ橋をさしていると思われる。井手料（井料）、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百姓が設置・管理していたのであろう。

この他、内殿郷では毎年、三斗がそれぞれ公文と散仕の立用分とされている。池田郷では天正八年にはないが、天正十年・十三年・十四年に散仕の一斗が立用分とされている。御用注進状では天正九年に公文の三斗が立用分とされている（『大社文書』一二二）。両島天正十年検麦注進状では泊島で三斗が公文に立用されている（翌年の注進状にもある）。白浜では二石八斗四升のうち「一石 公文分 今御倉納」「一石一升 三分二地頭分」「五分三升 三分一御倉納」「三斗 御百性中御祝立用之」とあるように、「三分二地頭分」「御百性中御祝」が立用されている。この他に「壺石定麦 弁済仕分」が今御倉納とされている。土穴郷では毎年、公文三斗と散仕二斗が立用分とされている。勝浦村では公文三斗が立用分とされている（『大社文書』参考三三）。山田村の天正九年の注進状には公文三斗が立用分とされ、天正十一年の注進状では代官三斗が立用分とあるように、公文と代官は同意と思われる。翌年の注進状には公文・代官共に書かれておらず、三斗も書かれていない。

公文、散仕（散使）、弁済仕、代官は公領・荘園を管理するためにおかれていた役職になる。注進状が書かれた当時、郷村にその役職がおかれ有力百姓が任じられていたというよりも、御百姓の存在からは、郷村に留保される立用分のために前代の役職名が使われていたのではないだろうか。これらの立用分はほぼ固定されていた。

## おわりに

注進状からは、郷村の収量から灌漑・治水関係、鎮座する社の神事関係、年中行事などの立用分が差し引かれ、倉納されていたことがわかる。曲村の鷹見宮は宗像社の末社と確認できないが、多くの郷村では宗像社末社の祭事と、「御百姓中節合」などの年中行事が行われていた。曲村では百姓と名子が節会に参加している。名子は御用作に携わり、村外にも出作していたように、宗像氏に掌握され曲村に属していたと考えられる。しかし名子も曲村の構成員の一員であり、節会のみならず鷹見宮九日祭などの祭事にも参加していたのであろう。

堤料・井手料（井料）などの灌漑・治水のための立用分も確認できる。百姓はこれらの利水設備を造成・維持・管理し、その経費について注進状に署名した倉納を担当する凶師以下の実務担当者と交渉していた。大雨・洪水などの自然災害による不作時にも百姓が倉納分の減免交渉にあたった。

その他、公文、散仕、代官なども書かれている。これらの実態はなく、

名目上計上され、郷村に留保されていたのではなからうか。

このように注進状からは自然災害による不安定な生産、郷村に生きる百姓・名子の様子、百姓による自治など、倉納地の郷村の様子をみることもできる。

小早川隆景が豊臣秀吉から筑前国を与えられると、注進状に書かれた郷村のうち田野郷だけが社領とされている。

（元福岡県立図書館職員）

## 註

（1）『嶺家文書』は宗像大社に三十八通と目録、松崎文書館に五通を所蔵。『宗像市史』史料編中世2（一九九六年）と『宗像大社文書』第三卷（二〇〇九年）に『嶺家文書』の史料群名で収録。後者には堀本一繁氏による「嶺家文書」の解題と史料ごとの註解がなされている。本稿では『宗像大社文書』は『大社文書』と略し、「嶺家文書」の史料番号のみ記載し引用した。「嶺家文書」以外の史料は『宗像市史』から引用し、『市史』と略し史料群名と史料番号を記載した。あわせて「嶺家文書」以外の『大社文書』に収録されている史料は、巻数のみ記載した。

（2）署名部分が欠落している注進状を除けば、天正十年十月二十八日の遠賀庄天正十年御米注進状には豊福長賀・吉田良知・高山栄秀の署名がない（『大社文書』二九）。連署状の六名の署名順序は定まっているが、氏貞家臣が二番目に連署していることが多い。堀本氏は「嶺家文書」解題で、連署した家臣と社領の存在する郷村とのつながりを指摘している。曲村の注進状に氏貞家臣の署名

はない。

- (3) 『宗像神社史』下巻第十三章第四節第一項、一九六六年。特に断らない限り、『宗像神社史』とは同項からの引用になる。堀本氏「嶺家文書」解題も参照。注進状を宗像社の倉に納められる社領のものとするれば、宗像氏直轄料との関係が問題になる。御米注進状が発給される前になるが、天正三年十一月十五日に吉田貞辰は氏貞から父親である吉田秀時の知行地と、遠賀郡の内浦郷と地島の白浜代官職を安堵されている（「吉田ツヤ文書」『市史』五七〇―一、『大社文書』第三巻）。注進状では内浦郷と白浜に倉納地が設定されていた。本稿では注進状を家臣の知行地とは異なる倉納地の郷村の実態を知るための史料として利用し、社領と直轄料との関係についてはふれない。
- (4) 「坪付状からみた宗像氏貞家臣知行地の郷村」〔駒澤史学』九四号、二〇二〇年〕。
- (5) 御用注進状について『宗像神社史』の一覧表は村名欠とする。堀本氏は『大社文書』二二註解（1）で、本文中に「諸郷御用作」とあるので宗像氏の支配領域内に散在する小規模の直轄領から収納される貢租を集計したものかとする。
- (6) 『宗像神社史』は注進状の一覧表で天正十二年分に収録。堀本氏は『大社文書』五三註解（1）で第三宮と鐘樓の造営が書かれていることから、天正十二年から十四年の発給とする。
- (7) 曲の歴史は、『日本歴史地名体系 福岡県の歴史』（平凡社、二〇〇四年）宗像市曲村参照。地形などは『新修宗像市史うみ・やま・かわ』口絵3―1―A・E、第2章第1節第2節、第3章第1節（二〇一九年）。『宗像市史』通史編第一巻自然・考古第2章第1節、第2節（一九九七年）参照。
- (8) 天正十年三月七日、宗像氏家臣が第一宮に願文を納め、「鐘一口鑄之、并樓閣御建立」を誓約している（「新撰宗像記考証」『市史』六二九―一）。翌十一年四月十七日に鐘が新鑄されている（『宗像文書』『市史』六四八、『大社文書』第二巻）。第三宮と鐘樓の造営が引き続きおこなわれたことがわかる。
- (9) 『筑前国統風土記附録』『筑前国統風土記拾遺』。『筑前国統風土記拾遺』には慶長四年（一五九九）の棟札があり、鷹見権現と書かれていたとある。
- (10) 年未詳十二月二十日付竹井宮内丞・瓜生彦太郎・畔口新藏人宛畔口兼統他庄内各々中連署訴状から、宗像社辺津宮第一宮造営時に遠賀庄へ段米が課せられていたが、この他に「当社高藏宮」造営のために段米が段別に三升課せられていたことがわかる（「竹井文書」『市史』五八一）。
- (11) 『大社文書』四七註解参照。
- (12) 氏貞死後の宗像氏については、以下の拙稿で述べている。拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』第三編第一章、第四編第一章（初出二〇一二年、二〇一〇年）、花乱社、二〇一六年。拙稿「豊臣秀吉の九州出兵と宗像氏宛発給文書」（『宗像市史研究』創刊号、二〇一八年）。『新出宗像才鶴宛豊臣秀吉文書と宗像才鶴』（『宗像市史研究』第三号、二〇二〇年）。
- (13) 宗像大社所蔵の神事・年中行事関係の諸本は、『大社文書』第三巻に収録され、森茂暁氏が解題と註解をしている（二〇〇九年）。本文では諸郷に末社が鎮座していたことを確認するために、『正平二十三年宗像官年中行事』（『正平年中行事』と略す）と『吉野朝神事目録』から末社を引用した。史料にみえる諸郷の末社については『宗像神社史』上巻第七章第二節第五項（一九六一年）と森氏による註解参照。神事史料については、河窪奈津子「宗像大社所蔵の神事史料」（『神道宗教』二二一号、二〇〇八年）がある。



本誌の既刊行分データは以下のホームページよりダウンロードできます。  
<https://www.okinoshima-heritage.jp>

## 沖ノ島研究 第六号

2020(令和2)年3月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会  
(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

# OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

## 6

### CONTENTS

	Page
IKENOUE Hiroshi	
Mounded Tombs and Graves by the Sea in Tsuyazaki, Fukutsu City .....	1
KUWATA Kazuaki	
Villages held by Munakata Ujisada seen from <i>onkome-chushinjo</i> and <i>onbeisen-chushinjo</i> (Investigative Reports of Taxes) .....	9
NOGI Yuudai	
The Last Edict ( <i>kudashibumi</i> ) from the Headquarter of Dazaihu Shugo (Dazaifu Shugo-sho) and the Munakata Daiguji Family .....	25
HANAOKA Okifumi	
Recent Discoveries Regarding Toyotomi Hideyoshi Documents and the Higo Munakata Families .....	37
OKA Takashi	
Research on the Views toward the Okinoshima Island .....	61
KAMAKA Takanori, MATSUMOTO Shoichiro, OHTAKA Hirokazu	
Research on Okitsu-miya Yohaisho at Odake, Wakamatsu Ward, Kitakyushu City .....	67
Summary Report of Investigations on the “Sacred Island of Okinoshima and Associeated Sites in the Munakata Region,” 2019 .....	81

---

2020

Preservation and Utilization Council of the  
Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region